

商品を「一回だけ」注文したはずが、いつの間にか 違う商品の「定期購入」になっていた！

<相談事例1>

テレビショッピングを見て商品を注文した。その後、違う商品が届くようになった。注文した覚えがなく、次々に商品が届く恐れがあり、心配である。

(70歳代 女性)

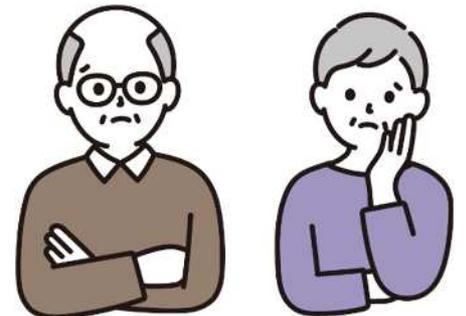
<相談事例2>

初回のみと思って電話で商品を注文し、商品を受け取った。その後、商品と請求書が届いてくる。買った覚えはない。

(80歳代 男性)

<アドバイス>

- 令和5年6月の法改正により、電話で商品を注文する際に、別の商品やサンプルを勧められ承諾した場合は、「クーリング・オフ」の対象となる可能性があります。商品が届いたら、明細書などで確認し、意図せず定期購入になっていたなら、すぐに申し込んでいないことを販売会社に伝えましょう。
- 事業者やオペレーターから注文品以外のものを勧められた場合は、よく内容を確認し、不要であれば、きっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、ひとりで悩まず家族、友人など周りの方や消費生活センターに相談しましょう。



北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん